

こども医療費助成の対象者を 平成29年11月から拡充します。

◆ 助成対象年齢を18歳（到達後の最初の3月末まで）に拡充します。



助成を受けるには？

- 0歳～18歳（到達後の最初の3月末まで）のこどもに対して、「こども医療証」を交付しますので、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当（区役所内）へ申請してください。
※すでに「こども医療証」をお持ちの方は、申請の必要はありません。

助成内容は？

- 保険診療が適用された入院及び通院医療費の自己負担の一部を助成します。

【所得】
698万円
(※2)

所得制限外	[]		
所得制限内	[(拡充前の対象範囲)]		
所得区分	0歳～小学校6年生	中学生	～18歳(※1)まで

平成29年11月から新たに対象となります

詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当（区役所内）におたずねください。

- ※1 18歳に達した日以後における最初の3月31日まで
- ※2 所得は、扶養人員2人の場合の制限額です

大阪市 こども医療

検索

